

# 西桂町 空き家・空き地バンク 利用の流れ



## 【ステップ1】登録から公開まで（登録を希望される方）



### 登録申込み

登録を希望される方は町へ「登録申込書」と「誓約書」を提出します。この際、交渉方法として「直接型」か「間接型」のいずれかを選択します。



### 町による内容確認・現地調査

町が権利関係（登記事項証明書等）の確認や現地調査（写真撮影等）を行い、適切と判断された場合に「登録台帳」へ登録されます。



### 登録決定通知と情報公開

町から登録希望者の方へ「登録決定通知書」が送付され、物件情報が町のホームページやサイトに掲載・公開されます。



## 【ステップ2】物件探しから申し込みまで（物件を求める方）



### 物件情報の検索

物件を求める方は、町のサイト等で公開されている情報を検索し、希望の物件を探します。



### 利用申し込み

取得または利用を希望する場合、町へ「取得又は利用申込書」と「誓約書」を提出します。



### 所有者への通知

町は申込みを受けた後、所有者の方に対して「取得又は利用申込通知書」を送付し、希望者が現れたことを知らせます。



## 【ステップ3】交渉・契約



### 申込者の方への回答と報告

通知を受けた所有者の方は、申込者の方へ回答（受諾の可否等）を行い、その内容を町へ電話で報告します。

#### 直接型



当事者間で直接交渉します。

#### 間接型



宅建業者の仲介により交渉を進めます。



### 契約成立と登録抹消

売買・賃貸借契約が成立した後、所有者の方は町へ「登録事項（変更・抹消）届出書」を提出し、バンクの登録を解除します。